
催 告 書

市税の未納が残っております。

同封の納付書で下記の納期限までに納付してください。コンビニエンスストアや銀行、市役所の窓口で納付できます。

未納を放置すると延滞金が課され、日本の法令の規定により勤務先、取引先等に調査を行い、預金や給料等の差押えを行います。

指定納期限：20XX 年〇月〇日

税は納期限内の納付が原則です。

今後、納期限を迎える市税につきましては、納期限を守って納付していただくようお願いします。

古河市役所

収納課 徴収対策係

T E L：0 2 8 0 - 2 2 - 5 1 1 1 (代)

開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(土、日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)
